

○草加市地域公共交通会議設置要綱

平成25年7月9日

告示第729号

改正 平成27年6月25日告示第573—2号

令和元年7月24日告示第312号

令和5年8月31日告示第798号

令和6年1月4日告示第3号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要となる事項を協議するため草加市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(平27告示573—2・令5告示798・一部改正)

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 地域公共交通網形成計画及び実施計画の策定並びに実施に関する協議及び連絡調整に関する事項

2 前項第1号に掲げる事項のうち、乗合旅客輸送の運賃、料金等に関する事項は、第9条に規定する運賃協議会において協議するものとする。

(平27告示573—2・令6告示3一部改正)

(組織)

第3条 交通会議は、委員22人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 草加市副市長

- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者から推薦のあった者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体から推薦のあった者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体から推薦のあった者
- (5) 鉄道事業者から推薦のあった者
- (6) 市民又は利用者団体から推薦のあった者
- (7) 商業・工業団体から推薦のあった者
- (8) 高年者又は障害者に係る社会福祉関係団体から推薦のあった者
- (9) 関東運輸局埼玉運輸支局長から推薦のあった者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体から推薦のあった者
- (11) 草加警察署長から推薦のあった者
- (12) 学識経験者
- (13) 関係行政機関の職員

(平27告示573—2・令元告示312・令5告示798・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、草加市副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の互選による。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 交通会議の議決の方法は、出席した委員（委任状により議決権を行使する者を含む。）の3分の2以上の同意で決する。
- 3 交通会議は、原則として公開する。

(運賃協議会)

第7条 交通会議に分科会として運賃協議会を置く。

2 運賃協議会は、委員 8 人以内をもって組織し、交通会議の委員のうち、第 3 条第 1 号、第 6 号（会長が指名する者に限る。）及び第 9 号に掲げる者並びに当該運賃を協議しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって充てる。

（令 6 告示 3 一部改正）

（運賃協議会の会長及び副会長）

第 8 条 運賃協議会に会長（以下「運賃協議会会長」という。）及び副会長（以下「運賃協議会副会長」という。）を置く。

2 運賃協議会会長は、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

3 運賃協議会副会長は、運賃協議会の委員の互選による。

4 運賃協議会会長は、運賃協議会を代表し、その会務を掌理する。

5 運賃協議会副会長は、運賃協議会会長を補佐し、運賃協議会会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（令 6 告示 3 一部改正）

（運賃協議会の運営）

第 9 条 運賃協議会は、運賃協議会会長が招集し、運賃協議会会長は、会議の議長となる。

2 運賃協議会の議決の方法は、出席した委員（委任状により議決権を行使する者を含む。）の 3 分の 2 以上の同意で決する。

（令 6 告示 3 一部改正）

（その他の分科会）

第 10 条 第 6 条第 1 項に定めるもののほか、会長は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を設置することができる。

2 前項の分科会は、第 3 条に規定する構成員その他会長が必要と認めた者を委員とする。

（令 6 告示 3 一部改正）

（意見等の徴取）

第 11 条 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議又は分科会（運賃協議会を除く。）への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（令 6 告示 3 一部改正）

（協議結果の取扱い）

第 12 条 交通会議及び運賃協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(令6告示3一部改正)

(庶務)

第13条 交通会議及び運賃協議会の庶務は、草加市市民生活部交通対策課において処理する。

(令6告示3一部改正)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(令6告示3一部改正)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第573—2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年告示第312号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第798号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年告示第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。